

令和7年4月 河北町農業委員会総会（第4回）

令和7年4月25日（金曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（11名）

1番 岡崎 学 委員 2番 布川 峯夫 委員 3番 押野 利浩 委員
4番 関 紀子 委員 5番 奥山 ちか子 委員 6番 木嶋 啓治 委員
7番 堀 和彦 委員 9番 高橋 清 委員
10番 逸見 三和子 委員 11番 奥山 喜幸 委員 12番 後藤 慶治 委員

◎ 欠席委員氏名（1名）

8番 安部 敏明 委員

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

佐藤 晃一 農業委員会事務局長
嶋田 愛 農業委員会事務局農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和7年4月25日（金曜日）午後1時55分 開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名 2番 布川 峯夫 委員 3番 押野 利浩 委員

日程第2 議案の審議

報第 7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第 8号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第 9号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第11号 用地利用集積等促進計画（案）の作成について

議第12号 非農地証明願について

以上の議案を一括上程、開会、開議

○ 事務局（佐藤局長）

皆様大変お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、只今から令和7年4月河北町農業委員会総会を開会いたします。

始めに後藤会長よりご挨拶をお願いします。

○ 会長挨拶

○ 事務局（佐藤局長）

それでは日程第1の方から会長より座長になって進めていただきたいと思います。

○ 議長（会長）

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。2番 布川 峯夫 委員 3番 押野 利浩 委員 委員お願いいたします。

日程第2、議案の審議にはいります。報第7号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

それでは、私のほうから説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

お手元の資料の1ページをお開きください。報第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

はじめに、申請番号20番 所在地 谷地字下釜●●、畑、ほか9筆、合計7,446㎡です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、自作することです。

次に、資料の2ページをお開きください。申請番号21番 所在地 大字溝延字置揚●●、畑、ほか6筆、合計12,031㎡です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、田は●●さんと●●さんに耕作をお願いし、畑は自作することです。

次に、申請番号22番 所在地 西里字下楨●●、田、ほか6筆、合計11,007㎡です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、自作することです。

次に、資料の3ページ、申請番号23番 所在地 大字溝延字扇田●●、田、ほか6筆、合計10,899㎡です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、田は、●●さんに耕作をお願いし、畑は自作することです。

次に、申請番号24番 所在地 大字溝延字稻荷原●●、田、ほか8筆、合計10,205㎡です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、田は●●さん、●●さんに耕作をお願いし、畑は自作することです。

す。

次に、資料の4ページをお開きください。申請番号25番 所在地 字造山●●、田、ほか1筆、合計3,835㎡です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、自作するとのことです。

次に、申請番号26番 所在地 大字溝延字扇田●●、田、ほか9筆、合計18,968㎡です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、自作するとのことです。

次に、申請番号27番 所在地 谷地字十二堂●●、田、ほか1筆、合計1,776㎡です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。あっせん希望ということですが、隣接地を耕作している●●さんが購入を検討しているところです。

次に、資料の5ページ、申請番号28番 所在地 谷地字置上●●、田、ほか5筆、合計7,817㎡です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、自作するとのことです。

次に、申請番号29番 所在地 大字溝延字大野●●、畑、373㎡、1筆です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、●●さんに耕作をお願いするとのことです。

資料のほうで、あっせん希望有とありますが、無しですので資料の訂正をお願いいたします。

以上10件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい。皆さんから何かご質問等ございますでしょうか。

押野委員。

○ 押野委員

認識不足ですみません。29番溝延字大野はどの辺ですか。

○ 議長（会長）

寒河江川と最上川の反対側の合流地点、土手の下です。

○ 押野委員

はい。わかりました。

○ 議長（会長）

何か皆さんほかにご質問等ございませんでしょうか。

（なし）

なければこのように進めたいと思います。それでは次に移ります。報第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局の説明をお願いします。

○ 事務局（嶋田）

はい、資料の6ページ、報第8号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。

申請番号57番及び58番、所在地 大字吉田字馬場●●、田、ほか1筆、合計980㎡です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの中間管理事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、この後、議第10号でご審議いただきますが、ライスセンターの施設用地とするため部分解約するものです。

次に、申請番号59番、所在地 西里字土入●●、畑、3,651㎡、1筆です。

渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの農地法3条での賃貸借契約の合意解約です。理由についてですが、元は●●さんのお父様と●●さんとの契約で、亡くなられた後は耕作はしていませんでしたが、契約だけそのまま残っていたために解約するものです。

次に、申請番号60番及び61番、所在地 大字岩木字童子●●、田、3,000㎡のうち2,000㎡、1筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの中間管理事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、耕作しやすいように簡易的な基盤整備で畦畔を移動させているため、現況にあわせて部分解約をするとのことことです。

次に、資料の7ページ、申請番号62番及び63番、所在地 大字岩木字岩木東●●、田、ほか1筆で合計807㎡です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの中間管理事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、受け手側の経営縮小のためということで、解約後は自作するとのことことです。

次に、申請番号64番及び65番、所在地 大字岩木字岩木東●●、田、423㎡1筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの中間管理事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、受け手側の経営縮小のためということで、解約後は自作するとのことことです。

次に、申請番号66番、所在地 西里字両所●●、田、ほか3筆で、合計730㎡です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの農地法3条での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、受け手側の経営縮小のためということで、解約後は自作するとのことことです。

次に、資料の 8 ページをお開きください。申請番号 67 番及び 68 番、所在地 大字溝延字熊野嶋●●、田、ほか 1 筆、合計 1,312 m²です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの円滑化事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、中間管理事業で●●さんに貸すためとのことです。

次に、申請番号 69 番及び 70 番、所在地 大字吉田字花ノ木●●、畑、1,534 m²のうち 694 m²、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの中間管理事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、この後、議第 9 号でご審議いただきますが、農地法 3 条で売買するためです。

次に、申請番号 71 番、所在地 谷地字置上●●、畑、ほか 1 筆で合計 2,251 m²です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの農地法 3 条での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、売買のためです。

次に、資料の 9 ページ、申請番号 72 番、所在地 谷地字海老鶴●●、田、771 m²、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化促進法での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、中間管理事業で●●さんに貸すためとのことです。

次に、申請番号 73 番及び 74 番、所在地 大字溝延字吉原●●、田、2,007 m²、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの円滑化事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、中間管理事業で高橋正義（まさよし）さんに貸すためとのことです。

次に、申請番号 75 番及び 76 番、所在地 大字溝延字吉原●●、田、2,989 m²、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの円滑化事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、中間管理事業で高橋正義（まさよし）さんに貸すためとのことです。

以上 20 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい。何か皆さんからご質問ございませんか。

はい。高橋委員。

○ 高橋委員

北谷地の●●さんのところなんですけど、10 年契約の 1 年まだ残っているんですけど、地主が解約を OK と言えば 1 年残っていてもいいということなんですか。要するに農家をやっていない地主に不便な農地を返すという話なんだけど、新たに作る人がいるからでな

くて勝手に地主に返すことはできないはずなんですけど。

○ 事務局（嶋田）

この農地法第18条第6項の規定による通知については、合意解約になりますので地主の方も了解しているものなんですけれども。借り手の都合で返すとなった場合はその後どうするのか確認をして、こちらは改良区にも確認はしましたけれども、まずは自作ということで話をいただきました。

○ 高橋委員

これからの問題として、借りた人も返す時にきちんとした形で返してもらえば問題はないが、ここは昨年田植えもしないで草も刈らないで水も溜まっていてぬかってトラクターも行けないような状態で返すのはおかしい。

○ 議長（会長）

返された地主は、最低でも物は植えなくても草刈りくらいはできるのか。

○ 高橋委員

草刈りくらいはできると思うけど。

きれいに管理されていたとしても小さくて借りたくないというところ。

○ 議長（会長）

お互いの合意によるものだから、地主さんが草刈りや除草剤ふったりできればいいけど、そのままでもいいやとなると耕作放棄地になっていくし、地域にあったルール、秋耕運して返すとか一つのルール決めをしておかないと、農業委員会として指導ができるかということなかなか、これからはできるだけ中間管理事業マッチングさせるということぐらいしか対策はないのかなと。事務局としてもお互い署名して解約の書類が提出されれば受付せざるを得ないし、地域の実情に合わせた対策が必要かと。とはいっても農業委員が改善していくというのも大変な話だし。あと何か皆さんから。

（なし）

なければこのように進めたいと思います。それでは次に進みたいと思います。議第9号農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

はい、それでは、資料の10ページ、議第9号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

申請番号19番、賃貸借の設定になります。所在地 大字溝延字千苅●●、田、376㎡、1筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

次に、申請番号 20 番、売買による所有権移転です。所在地 谷地字置上●●、畑、ほか 1 筆、合計 2,251 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、受け手の要望のためとのことです。

次に、申請番号 21 番、贈与による所有権移転です。所在地 大字吉田字花ノ木●●、畑、ほか 1 筆、合計 2,528 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことで、隣接する畑を耕作している小室さんが引き受け耕作するということです。

次に、資料の 11 ページ、申請番号 22 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字溝延字黒木淵●●、田、ほか 1 筆、合計 4,157 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことで、円滑化事業の期間満了による 3 条での再設定になります。

次に、申請番号 23 番、使用貸借権の設定です。所在地 谷地字弥勒寺●●、畑、328 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

こちらの農地は、遊休農地で再生作業が必要なため、使用貸借での契約になっておりますが、営農予定の桃を物納するとのことです。

次に、申請番号 24 番、使用貸借権の設定です。所在地 大字新吉田字新吉田東●●、田、ほか 7 筆、合計 16,321 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、息子さんの修平さんが新規就農ということで、農地を修平さんに移動して、一緒に農業を行うためとのことです。

次に、資料の 12 ページをお開きください。申請番号 25 番、賃貸借権の設定です。所在地 谷地字十二堂●●、田、ほか 2 筆、合計 5,696 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことで、円滑化事業の期間満了による 3 条での再設定になります。

次に、申請番号 26 番、賃貸借権の設定です。所在地 谷地字月山堂●●、田、ほか 3 筆、合計 8,700 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことで、円滑化事業の期間満了による 3 条での再設定になります。

次に、申請番号 27 番、売買による所有権移転です。所在地 谷地字下野●●、畑、1,288 m²、1 筆です。渡し人は●●さん外●●名、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

次に、資料の 13 ページ、申請番号 28 番、賃貸借権の設定です。所在地 大字溝延字千苺●●、田、ほか 1 筆、合計 5,151 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

次に、申請番号 29 番、賃貸借権の設定です。資料の訂正をお願いいたします。使用貸借を賃貸借に訂正をお願いいたします。所在地 大字溝延字黒木渕●●、田、1,622 m²、1 筆です。農地台帳では田と樹園地に分割されていますが、筆数は 1 筆ですので、こちらも資料の訂正をお願いいたします。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

こちらの農地は、遊休農地で再生作業や小屋の撤去作業が必要なため、1 年目は使用貸借で 2 年目から総額 10,000 円の賃貸借契約となります。

以上 11 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

現地調査報告をお願いします。19 番から順次をお願いします。

○ 押野委員

19 番、1 枚の圃場の中の一部になります。受人は定年後農業を始めましたので今年で 3 年目になります。水田も耕作するということで問題ありません。

22 番、黒木渕の田んぼについては●●さんがまだ水稻耕作頑張りますので問題ないと思います。

28 番、千苺の田んぼ 2 枚ですけども、これも●●さんで問題ないと思います。

29 番、千苺の耕作放棄地ですけども事務局のほうから話ありましたように受け人が解消して来年より豆を耕作するというので問題ありません。以上です。

○ 議長（会長）

ご苦労様でした。次 20 番から谷地のほうをお願いいたします。

○ 奥山委員

20 番ですが、吉野地区になります。畑は立派なさくらんぼの木が植えてありまして、ちゃんと管理なっている樹園地でした。問題ないと思います。

○ 布川委員

26 番、受け人が以前からずっと耕作しているところです。

27 番、今スイカを植えて下野地区で頑張っているところでございます。以上です。

○ 高橋委員

21 番、吉田花ノ木は事務局の説明にもありましたけれども、隣の家で野菜を植えて管理

されてるようでした。この場所はさくらんぼなど樹園地や耕作放棄地もあってなかなか借り手がいないところで無償でも作る人がいて良かったなというところですよ。問題ないと思います。

24 番、事務局説明でありましたが、親子間の貸し借りで新規就農ということで問題ないでしょう。

○ 木嶋委員

23 番、現地に行きましたけれども、今のところ伐採されて、きれいにこれから頑張るんだろうと思って来たところです。

25 番、前年豆を植えて今年はくろぬりして田んぼにしようとしているところでした。問題ありません。

○ 議長（会長）

はい、ご苦勞様でした。何か皆さんからご質問ございませんでしょうか。

それでは次に移ります。議第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

はい、それでは資料の 14 ページをご覧ください。議第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明いたします。

申請番号 3 番、所有権移転による転用です。所在地 谷地所岡三丁目●●、田、1,091 m²、1 筆です。渡し人は、●●さん、受け人は●●さんです。

申請事由ですが、申請人は、現在、●●の南側に隣接している場所で調剤薬局を営んでおりますが、建物の老朽化に伴い建て替えを計画しており、現在の敷地では手狭なため申請地を購入し、調剤薬局の新築と駐車場、雪捨て場を計画するものです。資料の 25 ページが案内図になります。●●の北側の隣接地が申請地です。26 ページが字切図になります。宅地と道路に囲まれた場所です。次に資料の 27 ページが土地利用計画図で 28 ページ、29 ページが建物の平面図と立面図となっております。

申請地は都市計画区域内の用途地域にあり、許可基準を満たしていると思われます。

資料の 14 ページに戻っていただきまして、次に申請番号 4 番、賃貸借権の設定による転用です。所在地 大字吉田字馬場●●、田、ほか 1 筆、合計 980 m²です。渡し人は

●●さん、受け人は●●さんです。申請事由につきましては、組合員の利便と農作業の効率化を図るためにライスセンターの建設を計画するものです。資料の 30 ページが案内図になります。農協のライスセンターの北側が申請地です。資料の 31 ページ、32 ページが土地利用計画図で 33 ページ、34 ページが建物の平面図と立面図となっております。

申請地は、農用地区域内の農地ですが、河北町農業振興地域整備計画の農用地利用計画において農業用施設用地として用途変更が行われた農地であり、例外規定に該当しますの

で、許可基準を満たしていると思われます。

以上 2 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

現地調査の報告をお願いいたします。

○ 布川委員

薬局のほうですけども、午前中行ってまいりました。周りが住宅で何も問題はないと思います。

○ 堀委員

4 番、今日見てきたんですけれども問題はないと思います。

○ 議長（会長）

はい、ご苦労様でした。何か皆さんからご質問やご意見ございませんでしょうか。

（なし）

それではこのように許可したいと思います。次に移ります。議第 11 号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

はい、資料の 15 ページをお開きください。議第 11 号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について、河北町長から農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見を求める旨の依頼がありましたので、審議をお願いするものです。

資料の 16 ページから 20 ページにつきましては、新規の賃貸借設定となります。資料の 21 ページから 23 ページが移転ということで、受け手の変更になります。こちらは、河北町農地利用調整委員会で協議されたものですので、それぞれの説明は省略させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

何か皆さんからご質問ございませんでしょうか。

（なし）

それでは次に移ります。議第 12 号 非農地証明願についてご説明いたします。

○ 事務局（嶋田）

はい、それでは資料の 24 ページをお開きください。議第 12 号 非農地証明願についてご説明いたします。

申請番号 1 番 所在地 西里字塩ノ渕●●、畑、129 m²、1 筆です。申請事由につきましては、昭和 51 年 4 月 16 日に申請者のお父様が農地法 5 条の許可を受け住宅を建築しましたが、登記地目を変更しないまま現在に至っております。

資料の 35 ページが案内図で、36 ページが字切図、37 ページが現況写真になります。

申請の経緯としましては、こちらの住宅は空き家バンクに登録している物件で、登記地目等を確認したところ畑だったため、非農地証明願いが出されたものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、現地調査報告お願いいたします。

○ 岡崎委員

はい。奥山委員と逸見委員と現地調査してまいりました。説明は事務局からあった通りです。問題ありません。

○ 議長（会長）

それではこのように許可したいと思います。次に移ります。

総会の方はこれで終了いたします。

午後 3 時 5 分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年4月25日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
